明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○即席めんの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁一）　一
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務六二）　二
○原戸籍の一部が滅失した件（同六三）　二
○原戸籍が滅失した件（同六四）　二
○除籍の一部が滅失した件（同六五）　二
○日本国に帰化を許可する件（同六六）　二
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁二四、二五、二九、三〇）　二
○名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件（同二六）　三
○登録記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（同二七、二八）　三
○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（同三一）　四
○保安林の指定をする件（農林水産三五三～三六一）　四
○保安林の指定を解除する件（同三六二～三六五）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一八七、一八八）　五
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛三一～三六）　六
○都市計画に関する件（東北地方整備局二三）　七
○道路に関する件（関東地方整備局三五、三六）　七
○道路に関する件（中部地方整備局一五）　八
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（中国地方整備局九）　八
○浄化槽の型式を認定した件（同一〇）　八
○道路に関する件（九州地方整備局二〇～二二）　八

〔国会事項〕

内閣　法務省　九

〔人事異動〕

内閣　法務省　九

〔皇室事項〕

平成二十九年十二月中国際収支状況（速報）及び平成二十九年中国際収支状況（速報）(財務省)　九

〔官庁報告〕

労働　九

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（北海道運輸局最低賃金公示二、関東同二、北陸信越同二）　九

〔資料〕

官庁　九
財団、無縁墳墓等改葬関係　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　一三

告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第一号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、即席めんの表示に関する公正競争規約（平成十二年公正取引委員会告示第十号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月十九日

公正取引委員会委員長　杉本　和行
消費者庁長官　岡村　和美

一　日本即席食品工業公正取引協議会（理事長　井田純一郎）の申請に係る即席めんの表示に関する公正競争規約の一部変更を平成三十年二月五日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

即席めんの製造、販売及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

即席めんの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（定義） **第2条**　（略） 2～5　（略） 6　この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する即席めんの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次のいずれかに該当するものをいう。 (1)　商品、容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示 (2)～(5)　（略）	（定義） **第2条**　（略） 2～5　（略） 6　この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する即席めんの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次のいずれかに該当するものをいう。 (1)　商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示 (2)～(5)　（略）